



労働保険の年度更新

申告・納付は6月1日(火)から7月12日(月)までに！

労働保険年度更新申告書受付・相談コーナー

開催期間	会場	所在地	時間	電話番号
7月8日(木)～12日(月) (3日間)	古川労働基準監督署 1階会議室	大崎市古川駅南 2-9-47	9:00～12:00 13:00～16:00	0229-22-2112

- ◆ 駐車場の混雑が予想されますので、車でお越しの際はその旨あらかじめご了承ください。
- ◆ 上記期間以外についても、監督署窓口にて相談・受付を行っています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用による来場をお願いします。
- ※ 保険料は金融機関（銀行・郵便局）での納付をお願いします。申告書との同時納付もできます。

労働時間制度や働き方改革でお悩みの時は当署の

特別相談窓口
あります

労働時間相談・支援班をご活用ください！

相談・支援班とは・・・お悩みを聴き、解決策をご提案するサービスです。

改善のためのアドバイス等の支援制度で、是正勧告を行うものではありません！

例えば、

時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度のご説明

変形労働時間制等の労働時間に関する制度のご説明

利用可能な助成金のご案内、労働局の担当部署への取り次ぎ など

ご相談にお答えします。

☆ **窓口相談、電話相談のほか、訪問による個別支援も行っておりますので、お気軽にご相談ください。**

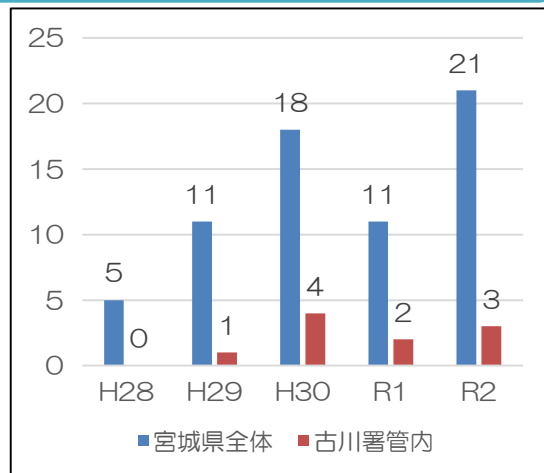
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

毎年5月から9月まで「クールワークキャンペーン」を展開し熱中症対策を行っているところです。

新型コロナウイルス感染症防止のためマスクを着用する機会が増えており、熱中症リスクが高まることから以下に留意し熱中症の予防に努めてください。

- ① 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクを外す。
- ② マスクを着用しているときは負荷のかかる作業を避け、周囲との距離をとった上で、適宜マスクを外して休憩する。
- ③ 定期的な水分補給。（のどが渇く前に水分補給を心がける。）
- ④ 休憩時間等に送風スプレーや手足の浸水等の方法により体温を下げる工夫をする。



重点取組期間（7月1日～7月31日）

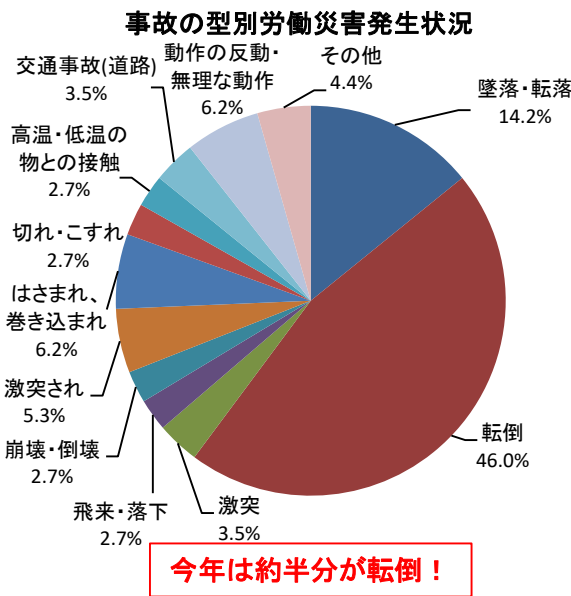


- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましよう。（重要）**

令和3年の労働災害発生状況

令和3年5月末をもって古川労働基準監督署管内における死亡災害ゼロの期間が934日に達しました。死亡災害の件数は0件を継続しておりますが、休業4日以上**の労働災害は前年度から大幅に増加しております**。特に増加傾向の**小売業**では災害発生件数のうち約73%が転倒災害となっております。転倒災害は労働災害の中では最も多く発生する災害であり、全体の約25%を占めます（古川署管内においては46%）。さらに転倒災害の約6割が休業1か月を要するものとなっており、転倒災害への対策は重要です。転倒災害の主な発生原因は**滑り・つまずき・踏み外し**の3種類であり対策としては、**整理整頓、段差の解消、転倒危険個所の見える化等**が考えられます。具体的な転倒災害防止対策の推進にあたっては、職場のあんぜんサイト「STOP! 転倒災害防止プロジェクト」もご覧いただき、これを参考に取組をお願いします。

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和3年5月末		
	令和2年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	283(0)	113(0)	+30	+36.1%
製造業	70	25	-1	-3.8%
建設業	50	11	-6	-35.3%
土木工事業	14	3	+1	+50.0%
建築工事業	27	4	-5	-55.6%
その他建設業	9	4	-2	-33.3%
陸上貨物運送事業	35	21	+9	+75.0%
林業	4	3	+2	+200.0%
小売業	25	11	+6	+120.0%
社会福祉施設	29	9	+1	+12.5%



有害物ばく露防止対策補助金のご案内

特定化学物質障害防止規則等が改正され、令和4年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加、その他必要な措置を講じなければならないこととなりました。法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者は、費用の一部を支援する「有害物ばく露防止対策補助金」が交付されます。

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 中小企業であること。
- 屋内作業場の溶接ヒューム濃度の測定を行う事業主であること。

①～③
すべてに該当すること

補助対象

作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度の測定に要する経費

- 労働者に試料採取機を装着させ測定する経費
- 吸光光度法、原子吸光光度法により測定する経費
- 作業環境測定士の出張に要する経費

補助率

経費の1/2

- 測定対象者1名あたり4万円、1作業場あたり最大2名分
- 複数作業場の測定の場合でも上限8万円
- 経費と上限額を比較し少ないほうの1/2を支給

上限額

1人あたり2万円・1作業場4万円

補助金公募期間

第1期公募 令和3年 7月1日～令和3年 8月31日
第2期公募 令和3年10月1日～令和3年11月31日

本補助金は測定の実施前に申請が必要です。第1期、第2期における予定数を上回った場合は規定により交付対象者を決定します。補助金の申請については1事業場1回限りとなりますのでご注意ください。その他必要書類、手続きの流れ等、詳しい内容については全衛連(Tel:03-6809-5855)にお問い合わせください。

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件・訪問支援は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112

(令和3年6月10日発行)